

令和　年　月　日

## 誓 約 書

産業団地汚水処理施設使用料の認定に当たり、東広島市産業団地汚水処理施設設置及び管理条例施行規則第10条第2項及び第3項の規定により、産業団地汚水処理施設汚水排除量申告書を偶数月の7日までに申告します。

使用場所 \_\_\_\_\_

事業内容 \_\_\_\_\_

使用者　住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

TEL \_\_\_\_\_